

第100回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成29年1月27日（金）

開催場所 北海道運輸局6F会議室

□議 題□

1. 審議事項

(1) 船員に関する特定最低賃金の改正（案）について

2. 報告事項

(1) 平成28年度最低賃金専門部会（3業種）審議結果について

(2) 管内船員職業安定業務取扱状況（平成28年12月分）について

(3) 離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて

(4) 離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について

3. その他

情報交換

□議事概要□

1. 審議事項に入る前に、平成28年度最低賃金専門部会（3業種）審議結果についての報告が各専門部会長から行われた。

2. 船員に関する特定最低賃金の改正（案）についての審議に入り、事務局より下記について提案があり、原案のとおり決議された。

北海道地方交通審議会船員部会は、北交審第24号（平成28年9月20日付）により本船員部会に付託された船員に関する特定最低賃金「北海道内航鋼船運航業及び木船運航業」、「北海道海上旅客運送業」及び「北海道漁業（沖合底びき網）」の改正について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

(1) 北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

職員 「244,300円」を「245,800円」に、

ただし書の職員 「227,850円」を「229,350円」に、

部員 「185,000円」を「186,500円」に、

ただし書の部員 「175,850円」を「177,350円」に改正

(2) 北海道海上旅客運送業最低賃金

職員 「240,550円」を「241,650円」に、

部員 「179,300円」を「180,450円」に改正

(3) 北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金

1人歩船員 「196,800円」を「197,900円」に改正

3. 事務局より、今後の効力発生までの手続き等について、説明があった。

4. 海事振興部次長より、諮問した北海道運輸局を代表して決議に対する謝辞があった。

5. 事務局より、平成28年12月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。公益委員より、求人倍率が低迷している理由について質問があり、事務局より、求人登録の有効期限等の影響により求人倍率が上下しているとの回答があった。公益委員より、派遣会社に就職して実際に派遣される派遣先は北海道外が多いのかとの質問があり、事務局より、

派遣先は北海道内もあるが、多いのは四国、九州、中国地方など船主が多い地域であるとの回答があった。公益委員より、派遣期間の制限の有無について質問があり、事務局より、同じ会社、船舶、職名では3年を超えての派遣は不可であるとの回答があった。公益委員より、船員の派遣事業者数について質問があり、事務局より、北海道内で5社、全国では多数あるとの回答があった。公益委員より、船員求職希望者は全体的に減っているかとの質問があり、労働者委員より、船舶の大型化により必要な船員数は減っているものの船員希望者は減少しており、船員不足の状況が10年近く続いているとの回答があった。公益委員より、船員不足の状況についての質問があり、事務局より、若年船員を取り込む活動の成果もあり最近2年では若年者が若干増えているが、全国の内航船では50歳以上の船員が半数近くを占めているとの回答があった。使用者委員より、派遣雇用に関する質問があり、事務局より、派遣会社へ就職した場合は常用雇用である、船員の派遣制度については導入当初より登録型派遣は無い、また船主自ら船員を確保するのが困難な場合に運航が止まるのを防ぐため派遣業者に調整的な役割をさせるべく派遣制度が導入されたとの回答があった。使用者委員より、陸上のハローワークが発表する有効求人倍率に船員の求人、求職は入っているかとの質問があり、事務局より、ハローワークが発表する有効求人倍率に船員の求人、求職は入っていないとの回答があった。

6. 次回の船員部会は平成29年2月24日（金）13時30分より開催することを確認した。
（以 上）